

令和5年度 清里中学校いじめ防止基本方針

生徒指導部

○ はじめに

この上越市立清里中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第12条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。「いじめは、子どもの健全成長にとって重大な影響を及ぼす深刻な問題であるとともに、絶対に許すことのできない行為である。」、また、「いじめはどの子どもにも起こり得る。」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る。」という確固たる指導の基盤を全ての教職員がもって、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止を、学校全体として、不断に進めていくことが大切である。

平成29年3月「いじめ防止のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定したことにより、新潟県も「新潟県いじめ防止基本方針（平成30年2月）を改定したことに伴い、必要に応じて見直しを図るものである。※「上越市いじめ防止基本方針（平成31年3月改定）」

1. いじめ未然防止のための取組

(1) 基本的考え方

未然防止の基本として、生徒が安全で安心な学校生活を送るためには、周囲の友人や教職員との信頼できる関係の中、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりが不可欠である。その第一歩として、生徒の集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係・支持的な学校風土をつくることが大切であると考え。

○いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ未然防止のための措置

① いじめに向かわない態度・能力の育成

「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成していくために、道徳教育や人権・同和教育の充実、人間関係づくりプロジェクト等の体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、『考え、議論』

する』活動を通じて、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。活動の内容については、保護者へ説明を行い、取り組みの改善を図って行く。

② 支え合い高め合う学習集団づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、安心して失敗のできる支持的な雰囲気の中で、一人一人が活躍できる学習集団づくりを進め、自己有用感や自己肯定感を育む。

集団づくりにおいては生活アンケートや学校評価アンケートを活用し、学級の状況を多方面からとらえるとともに、具体的な改善策を考えて取り組むようにする。

③ 情報モラル教育の実践

インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、教育委員会、警察、関連事業者の協力を求め専門的なアドバイスを受けつつ、情報を扱う上での基本的なモラルを生徒に身につけさせる。また、学校全体で情報機器利用の「きよさと宣言」の徹底を呼びかけ、規則正しい生活習慣の確立を目指していく。PTA行事や広報活動等を通して保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

④ 生徒会を中心とした取組

いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムに基づき、組織的、継続的な取組を進める。取組の成果を絆スクール集会で発表し、いじめ根絶への意識を学校全体で高めていく。

2. いじめの早期発見・早期対応の在り方

(1) 基本的考え方

いじめは目の行き届かない場所や時間帯に行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、職員間で積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見・早期対応のための措置

① 多様な相談機会の設定

月ごとに行う生活アンケートや教育相談を活用し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気を醸成する。匿名によるアンケートの実施や話しやすい職員に相談するなど、キャッチ相談等の機会を増やしていく。

② 日常的な観察

休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、教職員と生徒の間で日常行われている生活記録ノート等を活用して悩みや交友関係を把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用して情報を収集したりして、多面的に生徒をとらえる。

③ 地域や家庭との連携

日頃から地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性を周知するとともに、家庭訪問や学校だより、学年だより、生徒指導だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、学校、PTA、地域の関係団体等が集まる場において、「いじめ対策推進委員会」の組織や活動の周知を行い、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

④ いじめを受けた側に立ったすばやい対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を即座に止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の不安の解消に努め安全を確保する。

⑤ 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、本校の「いじめ対策推進委員会」で直ちに情報を共有する。その後は、本委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなど、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、校長が責任を持って教育委員会に報告する。また、事実確認の結果は被害・加害生徒の保護者に連絡する。

いじめを受けた生徒又はその保護者への支援、いじめた生徒への指導又はその保護者への助言、いじめが起きた集団への働きかけを的確に行い、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れそれぞれに必要な支援を行う。

⑥ 学校間における連絡協力体制の整備

いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が同じ学校に在籍していない場合においても、関係生徒または、その保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるようにするため、学校間の連絡協力体制を整備するように促す。

⑦ インターネットを通して行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。特に生徒や教職員の名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、速やかに削除を求めたりなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに上越警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑧ 重大事態への対応

県の基本方針に基づき、重大事態と判断した時には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会の指示のもと調査委員会を設置し調査・報告に当たる。その際、いじめられている生徒を守るために、関係機関との連携を図る。また、保護者との信頼関係構築のために、調査をせずに「重大事態ではない」と判断しない。

3. 校内体制の確立

(1) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(2) いじめ対策推進委員会の設置

校務分掌に「いじめ対策推進委員会」を位置づける。校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、(スクールカウンセラー)等で構成し、[『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』](#)を基に、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

いじめの相談があった場合には、担任(学年主任)や必要に応じて教育委員会の指導主事に加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いに考慮しながら、教職員が共有するようにする。

4. 校内研修の充実

(1) 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、また、教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないために、年度当初に「清里中学校いじめ防止基本方針」の確認を行うとともに、年に1回以上、いじめを中心とする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(2) 各種資料の活用

新潟県教育委員会や上越市教育委員会が作成した資料を積極的に活用して研修を行う。

5. 「清里中学校いじめ防止基本方針」の評価

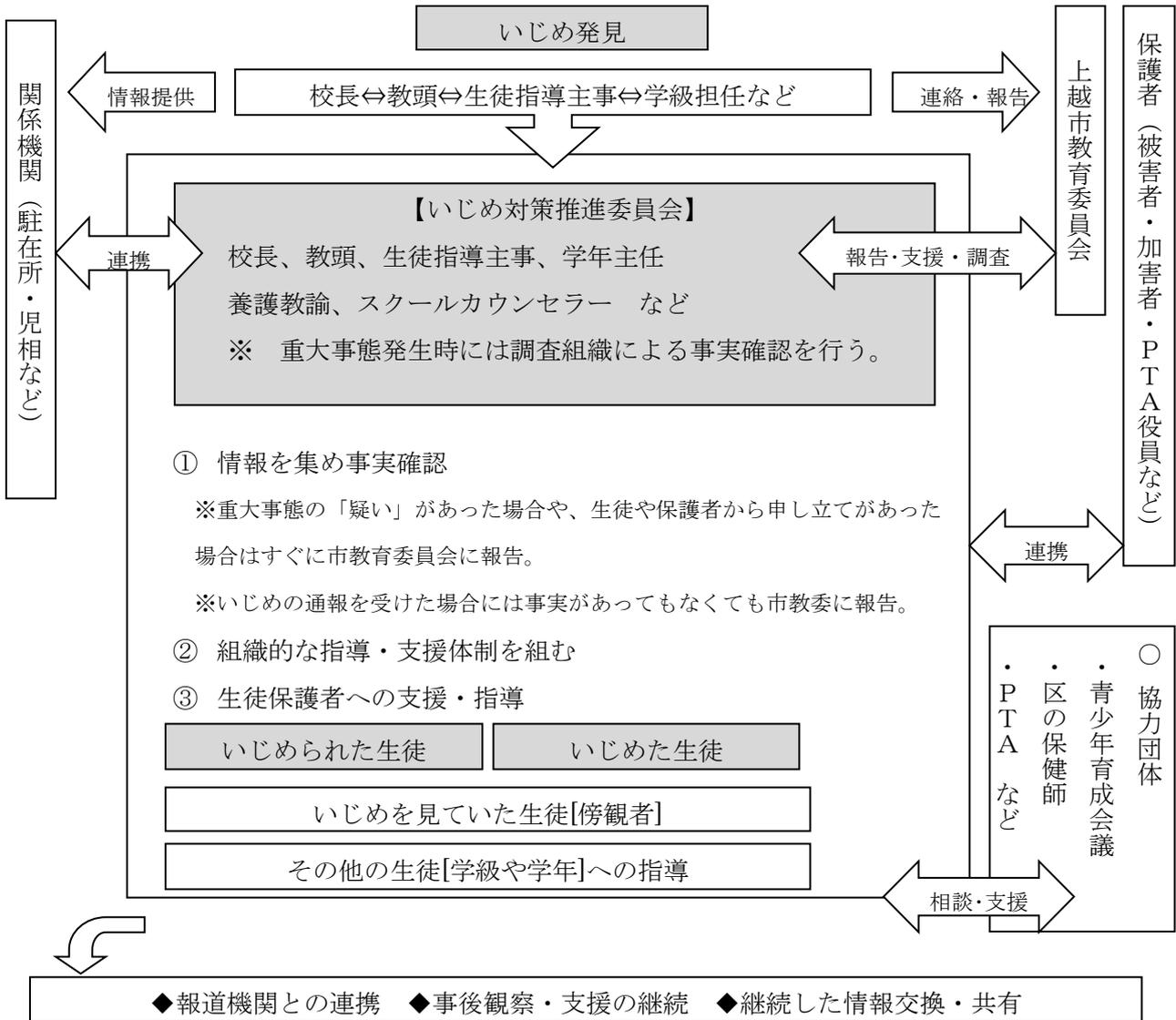
(1) P D C Aサイクルによる見直し

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づいて設置した「いじめ対策推進委員会」を中心に、学校の実情に即して正しく機能しているかP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

(2) 学校評価での評価

学校評価においては、学期毎の取組について、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。また、その際にはいじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃の組織的な取組や迅速な対応等が評価されるようにする。

6. いじめ対応の手順



7. 年間の取組計画

- 4月 「清里中学校いじめ防止基本方針」の周知と対応の確認
- 5月 人間関係づくりプロジェクト発足、教育相談の実施
- 6月
- 7月 学校評価（「清里中学校いじめ防止基本方針」の評価）
- 8月 いじめについての校内研修
- 9月 体育祭
- 10月 教育相談の実施、音楽発表会
- 11月 絆スクール集会
- 12月 学校評価（「清里中学校いじめ防止基本方針」の評価）
- 1月
- 2月
- 3月 次年度の取組案の作成（「清里中学校いじめ防止基本方針」の見直し）